

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会
食材流通コーディネーターによる県産食材流通活性化事業委託事業者選考審査会
運営要綱

(趣旨)

第1条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）第13条の規定に基づき、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会（食材流通コーディネーターによる県産食材流通活性化事業委託事業者選考審査会）（以下「審査会」という。）の運営（企画提案プレゼンテーション審査）について必要な事項を定めるものとする。
事業者選考審査会）

(業務)

第2条 審査会（企画提案プレゼンテーション審査）の業務内容は、次のとおりとする。
（1）食材流通コーディネーターによる県産食材流通活性化事業に係る企画提案書の審査
（2）食材流通コーディネーターによる県産食材流通活性化事業委託候補者の選定
（3）その他必要と認められる事項

(庶務)

第3条 審査委員会の庶務は、観光振興グループにおいて処理する。

附 則

この運営要綱は、令和7年6月30日から施行し、食材流通コーディネーターによる県産食材流通活性化事業契約締結日をもって廃止する。